



# 鳥取県公報

平成12年9月8日(金)  
第7213号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	南部箕蚊屋広域連合の規約の変更の届出（市町村振興課）…………… 1
	一般国道の区域の変更（道路課）…………… 1
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（5件）（都市計画課）…………… 2
◇ 調達公告	公募型指名競争入札の実施（農政課）…………… 3

## 告 示

### 鳥取県告示第523号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第4項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合の規約の変更の届出を平成12年9月1日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年9月8日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
183号	日野郡日南町霞字天神ノ前816-1地先から同町霞字三田所ノ前802-1地先まで	変 更 前	13.0~27.0	128.0
		変 更 後	15.0~26.0	128.0

**鳥取県告示第525号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第526号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第527号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画汚物処理場 4号 蔵田・馬場地区農業集落排水処理施設
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第528号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画地区計画 円護寺地区地区計画
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第529号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画地区計画 南吉方地区地区計画
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

---

**調 達 公 告**

---

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工事の概要
  - (1) 工事名 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入3期地区（9号橋下部工その2）工事
  - (2) 工事場所 西伯郡中山町羽田井
  - (3) 工事内容  
本件工事は、名和町大字神田から中山町羽田井を結ぶ農道の中山町羽田井地内の谷部を横断する橋りょう下部工の橋脚及び工事用道路を建設する工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
  - (4) 工事の詳細
    - ア 橋りょう下部工  
橋脚 3基
    - (ア) P1橋脚  
形 式：中空式  
高 さ：43.5m  
基礎形式：深礎杭（杭径8,500mm、杭長14.5m）

## (イ) P2橋脚

形 式：中空式

高 さ：61.7m

基礎形式：深礎杭（杭径9,000mm、杭長11.5m）

## (ウ) P3橋脚

形 式：中空式

高 さ：41.5m

基礎形式：深礎杭（杭径8,500mm、杭長12.0m）

## イ 工事用道路

幅 員：3.5m

延 長：228m

(5) 工 期 平成12年10月から平成13年12月17日まで

(6) 予定価格 457,390,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

## (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事業のA級に係るものを有すること。

エ 平成12年9月8日（金）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事業における総合点数が1,030点以上であること。

イ 平成2年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している深礎杭を有する橋りょう下部工の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工

した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ (2)のウにより配置する主任技術者又は監理技術者が、平成2年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。

### 3 技術資料等の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成12年9月8日(金)から同月20日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方農林振興局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方農林振興局総務課(中部総合事務所内)
米子市栲町一丁目160	鳥取県米子地方農林振興局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野地方農林振興局総務課(日野総合事務所内)

#### (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号 0857-26-7331)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格を持って入札をした者を落札者とすることがある。